

CLIP 1

副議長、
監査委員が
決まりました

臨時市議会が5月12日・13日に開かれ、第63代副議長に徳満秀夫氏（64歳・和知川原）が選出されました。また、監査委員には金丸万寿雄氏（62歳・阿波岐原）、徳重淳一氏（50歳・花山手西）が選ばれました。

なお、各委員会の構成は次の通りです（◎は委員長、○は副委員長、カッコ内は所属会派、敬称略）。



金丸万寿雄 監査委員



徳重淳一 監査委員

議会運営委員会

議会の会期、審議日程、議案の審議方法など、議会の運営全般に関することを協議します。

◎内田健太郎(政新)、○外山良則(は)、下村博史(み未)、谷口真理子(公)、日高貞次(市同)、星山健一(市ク)、松田浩一(社)

常任委員会

四つの常任委員会があり、市当局から提出された議案や市民からの請願を審議します。議員は必ずいずれか一つの常任委員会に所属します。

総務財政委員会

◎鍋倉利幸(政新)、○脇谷のりこ(み未)、一ノ瀬良尚(は)、上野悦男(公)、金丸万寿雄(市同)、斉藤了介(志)、鈴木一成(緑)、徳重淳一(社)、徳満秀夫(公)、戸高裕之(政新)、日高義人(は)、星山健一(市ク)、

文教民生委員会

◎木戸由美子(公)、○図師勝幸(み未)、後藤泰樹(共)、近藤けい子(半九)、嶋田喜代子(社)、下村博史(み未)、田上紀長(市ク)、戸敷榮一(市同)、福井太(は)、前田広之(政新)、前本尚登(は)

建設企業委員会

◎串間修(政新)、○蛭原千年(は)、内田健太郎(政新)、内村健久(み未)、川口美記夫(新)、黒川正信(市ク)、黒木通哲(市ク)、谷口真理子(公)、日高貞次(市同)、松田浩一(社)、森太(は)

市民経済委員会

◎中川義行(社)、○島田健一(公)、茜ヶ久保真由美(真)、上田武広(公)、郡司敏計(市ク)、外山良則(は)、野崎広海(広)、日高昭彦(み未)、松山清子(は)、松山泰之(政新)、宮永征昭(市み)

特別委員会

常任委員会のほかに、必要に応じて特定の問題の審査や調査を行うために設置される委員会です。その問題の審査や調査が完了すると終了します。

地域防災対策特別委員会

◎一ノ瀬良尚(は)、○嶋田喜代子(社)、上野悦男(公)、内村健久(み未)、川口美記夫(新)、郡司敏計(市ク)、後藤泰樹(共)、鍋倉利幸(政新)、福井太(は)、星山健一(市ク)、前田広之(政新)

環境・エネルギー問題対策特別委員会

◎日高貞次(市同)、○谷口真理子(公)、茜ヶ久保真由美(真)、内田健太郎(政新)、蛭原千年(は)、黒川正信(市ク)、下村博史(み未)、中川義行(社)、野崎広海(広)、日高義人(は)

青島地域活性化対策特別委員会

◎松山泰之(政新)、○日高昭彦(み未)、黒木通哲(市ク)、近藤けい子(半九)、島田健一(公)、鈴木一成(緑)、戸高裕之(政新)、前本尚登(は)、宮永征昭(市み)、森太(は)

議会基本条例運用特別委員会

◎松田浩一(社)、○松山清子(は)、上田武広(公)、木戸由美子(公)、串間修(政新)、斉藤了介(志)、図師勝幸(み未)、田上紀長(市ク)、戸敷榮一(市同)、外山良則(は)、脇谷のりこ(み未)

【会派名】は=はまゆう、政新=政新会、公=公明党、市ク=市民クラブ、み未=みやざき未来、社=社民党、市同=市政同志会、共=日本共産党、市み=市民みやざき、真=真政会、広=広 sei 海、新=新和会、半九=半九クラブ、緑=緑風、志=志誠会
[問]議会事務局 ☎21-1853

CLIP 2

平成26年度
後期高齢者医療制度
の保険料率が改定
されました

後期高齢者医療制度は75歳以上の人全員(一定の障がいのある65歳以上の人を含む)が加入する医療制度です。保険料は、高齢者が安心して医療を受けるための財源となりますので、必ず期限内に納付しなさい。

問い合わせ先

- 制度に関すること
……宮崎県後期高齢者医療広域連合 ☎62-0921
- 保険料に関すること
……国保年金課 ☎21-1746
- 納付に関すること
……国保収納課 ☎21-1744

保険料率は宮崎県後期高齢者医療広域連合(県内全ての市町村で構成)が2年ごとに見直しを行っています。平成26年度の保険料率は、均等割額48,400円、所得割率9.08%に改定されました。

保険料算出方法

$$\text{保険料額} \text{ (限度額：57万円)} = \text{均等割額} \text{ 【被保険者が均等に負担】 年48,400円 } + \text{所得割額} \text{ 【被保険者の所得に応じて負担】 (総所得金額 - 基礎控除33万円) × 9.08\%}$$

平成24・25年度は、均等割額45,500円、所得割率8.48%でした。
※総所得金額は平成25年1月1日から12月31日までの所得の合計

■一定以下の所得の人は、所得額に応じて保険料が軽減されます。

- 〈均等割額〉世帯の所得に応じて、9割、8.5割、5割、2割を軽減
- 〈所得割額〉被保険者の所得に応じて、5割軽減
- ※未申告の場合は、軽減が受けられません。前年中に所得のなかった人、障害年金・遺族年金のみを受給している人は、所得の申告が必要となります。

■社会保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。

後期高齢者医療の資格取得前日に、被用者保険(国民健康保険や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、均等割のみが賦課されその額は9割軽減されます。

■保険料の納付方法

保険料の決定通知書兼納入通知書を7月中旬に発送します。

- ①年金からの差し引きによる納付(特別徴収)
年金の定期支払時(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に、あらかじめ年金から保険料が差し引かれます。介護保険料が差し引きされている年金が対象となります。
- ②納付書や口座振替による納付(普通徴収)
保険料は、7月から翌年2月までの8期で納付することになります。なお、納付書や口座振替による納付の人でも、年度の途中から年金からの差し引きによる納付に変更になる場合があります。



平成26年度納期一覧表

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限日	7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)	12/1(月)	1/5(月)	2/2(月)	3/2(月)

※末日が土・日曜日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限になります。
※口座振替は納期限日が振り替え日になります。